

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者 調査委員会の報告に対するコメント

ふるさと納税制度は、居住地以外の自治体を応援するために寄付を行うことで、税制上の優遇措置を受けることができる制度であります。

山都町におきましても、本制度を活用し、多くの皆様から山都町に対してご寄付をいただいております。また、そのお礼として、山都町の農産物や加工品、県が定める共通返礼品などを規定に基づきお送りすることで、地場産品の育成と地域経済の振興に努めるとともに、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和5年10月から令和6年9月までの期間において、寄付金募集に要した経費が、国の定める基準である「寄付額の50%以下」を超えたことから、本町は、令和7年9月30日から令和9年9月29日までの2年間、ふるさと納税の対象団体から除外されることとなりました。

改めまして、町民の皆様、返礼品をご提供いただいた事業者の皆様、全国から山都町を応援していただいた多くの皆様をはじめ、関係機関の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今回の指定取消しを受け、町では昨年10月に第三者調査委員会を設置し、専門家の皆様に客観的な立場から検証を行っていただき、原因究明と再発防止策について調査・検討を進めていただいております。そして本日、その報告を受けたところであります。

調査結果によると、主な原因に次の点を挙げられています。

- 1 近隣自治体との過度な競争意識があり、「経費率は5割以下」というルールを遵守しなければいけないという意識が欠如していたこと。
- 2 制度の詳細を十分に把握している職員がおらず、中間事業者に過度に依存し、ルールを逸脱しているという危機感が欠如していたこと。
- 3 組織的なチェック体制が機能していなかったこと。

これらの原因を踏まえ、調査委員会から、法令遵守意識の醸成、経費管理の徹底、専門人材の育成、そして顧問弁護士への相談体制の整備といった再発防止策についての意見をいただきました。

町といたしましては、今回の報告を真摯に受け止め、再発防止を徹底するとともに、ふるさと納税制度の再開後における適切な運用に向け、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

令和8年5月27日

山都町長 坂本 靖也